



不定期刊行物に関する規程

平成 28 年 9 月 29 日 第 3 回理事会承認

(目的)

第 1 条 本規程は、一般社団法人日本原子力学会（以下、「本会」という）定款細則第 12 条第 2 項および第 4 項で定める、学会誌ならびに論文誌等の定期刊行物を除く刊行物を、随時刊行する際に必要な事項を定める。

(適用範囲)

- 第 2 条 刊行とは、学会での活動成果、見解等を印刷（電子媒体含む）して学会外に頒布することとをいう。
- 2 頒布には、インターネット等の電子的通信手段を利用して、学会外の情報機器あるいは電子媒体に複写できる手段を講じることを含む。
 - 3 学会外部との契約等に基づき、特定の対象に対してのみ開示する成果物は本規程の対象としない。

(刊行物が具備すべき要件)

第 3 条 本会の名の下に刊行される刊行物は以下に示す要件を具備するものとする。

- (1) 記載されている内容が、本会において適切な過程を経て、定款に掲げる本会活動の目的に沿ったものであることが確認されていること。
- (2) 刊行する目的、配布方法、提供方法、刊行時期、頻度が明確になっていること。
- (3) 公開を原則とし、入手が容易な方法での頒布が計画されていること。開示範囲を限定しようとする場合には、その理由と開示範囲が明確になっていること。
- (4) 頒布価格が適切に設定されていること。刊行目的によっては、無償あるいは一部本会負担による頒布も認めるが、その場合には予算措置が明確になっていること。
- (5) 第三者の知的財産権に抵触するものでないこと。あるいは、使用許諾が得られているか、取得の計画が明らかになっていること。

(具備すべき要件の履行)

- 第 4 条 諸規則により刊行物の刊行を職責の一部とされている組織・事業、あるいは活動成果を随時刊行することが認められている組織・事業においては、刊行物の刊行に際して第 3 条に示す要件を充たすよう業務を進め、刊行関連業務の遂行状況を適宜、理事会に報告するものとする。
- 2 その他の組織・事業が本会の名の下に刊行物を刊行しようとする場合には、刊行計画を作成し、第 3 条の要件に対する充足性を説明する資料を添付したうえで、担当する常置委員会を経て理事会の承認を得るものとする。また、計画終了後、理事会に報告するものとする。

- 3 学会内部での利用を目的として作成された資料で、その後、公刊が適当と判断されて公刊する場合は、刊行しようとする組織・事業に与えられている機能・職責に応じて、本条第1項または第2項を適用する。

(刊行に関する業務)

第5条 刊行に関する実務は、原則として刊行を計画した組織が担うものとする。ただし、販売実務、料金収受、在庫管理は学会事務局が担うものとする。

- 2 刊行物は、ホームページ上に名称、概要、販売価格、購入方法等を公開する。

(改定)

第12条 本規程の改定は、総務財務委員会が起案し、理事会の承認を得るものとする。

附則

- 1 平成28年9月29日 第3回理事会制定、同日施行
刊行物に関する規程（0111）（平成28年6月17日廃止）を改定